

山田みやこの活動報告

令和3年9月13日(月)

令和3年度県中間予算及び政策推進に関する要望書に対する回答

民主市民クラブ会派で令和3年度県中間予算及び政策推進に関する要望書25項目を8月30日に知事に提出しました。それに対する回答が9月13日にありました。

金額ベースでは7項目9事業に対して74億7,700万円の回答でした。それ以外の政策要望については具体的な回答が提示されていないものもあり、残念な思いが拭えません。

民主市民クラブの2021(令和3)年度 県中間期予算及び政策推進に関する要望書に対する回答

令和3(2021)年9月13日

今年度の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県税収入が下振れする懸念もあることから、現時点では当初予算に計上した一般財源の確保は不透明な状況である。

こうした中であって、令和3(2021)年度9月補正予算については、御要望の趣旨を十分に踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成した。

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要 望 事 項	回 答
<p>1 ブランディング推進について～ブランド向上と情報発信の強化～</p> <p>「とちぎブランド取組方針」の最終年度であった昨年度、民間調査会社による「地域ブランド調査魅力度ランキング」で本県が全国最下位となっていました。いわゆる“47ショック”は、本県のブランド向上や情報発信強化の取組について再考させられる大きな契機となった。</p> <p>また、今年度も、新型コロナウイルス感染症のまん延は依然として続いており、東京2020大会開催に向け展開されるはずだったホストタウン交流等を通じた本県の魅力発信も、多くの制約を受けていることもあり、その効果の最大化には及ばないであろうと言わざるを得ない状況にある。</p> <p>折しも、県は、今年度からの新たな5ヶ年方針「栃木県ブランディング推進方針～栃木ファンの強化・拡大に向けて～」に基づく取組をスタートさせたところであるが、肝心なことは、新たな方針の中で何を目的とし、どんな方向性と目標をもって、それぞれの施策を具体的に展開していくのかを、いかに多くの県民と共有していけるのかということだと考える。</p> <p>そこで、昨年末から始めている「47（そこ）から始まる栃木県」プロジェクトは、これまで「とちぎ未来大使」の活用やタレント起用によるアピール、また、県民愛着度の向上を喚起するものであったが、内外のリアクションや効果をスピーディーに検証しつつ、特に熱の冷めない内は断続的に、これらに続くインパクトあるプロジェクトを展開し、本県の置かれた厳しい状況とそれが故の取組であるということを県民と共有できるよう努めること。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症対策を優先しなければならない状況が続いていることは理解するが、県ホームページのトップページからは、本県の魅力発信に繋がる視認性がリニューアル前に比べると、低下してしまったように感じられる。まん延防止等重点措置や緊急事態措置等が国内各地で頻繁に適用される中、国民の行動・移動が大きく制約され続けている今だからこそ、デジタル戦略推進やリモート対応促進の観点からも、特設サイトやSNS等の各コンテンツそのものの充実ももちろん、本県のブランディング推進に繋げるための利便性や拡張性等に着目し、まさに情報基</p>	<p>県では、本年2月に「栃木県ブランディング推進方針」を策定し、県製品の販売促進、観光誘客、移住・定住の促進の3つの重点分野を定め、「栃木ファン」の強化・拡大に取り組んでいる。</p> <p>また、「47（そこ）から始まる栃木県」プロジェクトにおいては、昨年度末に東京圏・関西圏向けに人気タレントを起用した動画広告配信やラジオCM等を実施した。</p> <p>今年度は、その検証結果等も踏まえ、6月後半より全国を対象とした集中的なデジタルプロモーションを展開したところであり、今後もこれらの成果について検証しながら効果的な情報発信に取り組んでいく。</p> <p>県ホームページについては、新型コロナウイルス感染症の収束状況に応じて、本県の魅力・実力が県内外の方に伝わる画面にシフトしていき、観光誘客や移住促進、さらには関係人口の増加など、栃木ファンの強化・拡大につながる効果的な発信に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>地とも言うべき県ホームページの機能向上に取り組み、今以上に効果的な情報発信を実行すること。</p> <p>2 “Withコロナ”時代に向けて</p> <p>昨年来続くコロナ禍が私たちに突き付けた課題の内、感染拡大防止対策としてのテレワークへの移行、さらにはワーケーションやサテライトオフィス等の導入促進は、奇しくも首都圏一極集中からの脱却やデジタル社会構築を加速化するとともに、本県の強みを引き出し、企業誘致や移住・定住にも繋がり得る施策であることから、今後の“Withコロナ”を踏まえた「新しい生活様式」への移行と「新たな日常」への転換を推進するためにも、これからも特に積極的な展開を図るべきであると考え。とりわけ、その誘致に際しては、本県の魅力や優位性をいかにアピールしていけるかが極めて重要なポイントとなることから、本県のブランディング推進施策とも効果的な連携を図るとともに、他県との競争の観点からは本県独自のインセンティブの付加を検討されたい。</p> <p>折しも、現在の“第5波”を迎えるに際し、全国各地でのまん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用が相次ぐ中、国は、改めて経済団体に、人流抑制のため在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割減を要請したところである。</p> <p>そこで、本県においても、去る20日から緊急事態措置が適用となっている訳であるが、まず率先垂範すべき県庁こそが、その実現に向け取り組まなければならないと考える。その上で、同時に、県内市町をはじめ経済団体や事業者に対し、導入促進に向けた支援に努めること。さらに必要とされる備品購入などについて、これまでも財源的な課題が提起されてきたが、改めて課題の抽出と対策について取りまとめ、速やかに国への要望を行うなど積極的な対応を行うこと。</p>	<p>「栃木県ブランディング推進方針」に掲げる移住・定住を促進するため、東京圏在住のテレワーカーに向けて本県の強み・魅力を発信するとともに、サテライトオフィスの設置やオフィス移転の促進等に取り組んでいくほか、ワーケーションの推進に向け、ヘルプデスクの設置やWi-Fi整備等への助成、PR動画の制作などを行っており、今後、宿泊事業者が行うワークスペースの改修等の環境整備についても支援していく。</p> <p>県庁の取組としては、新型コロナウイルス感染症対策等の業務を着実にを行いながら、テレワークの活用等により、できる限り出勤者数の抑制に努めており、また、県内事業者に対するテレワークの推進については、「とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議」を活用した導入の働きかけに加え、機器導入への助成や専門家の派遣を通じ、引き続き、市町や経済団体等と連携しながら、普及促進を図っていく。</p> <p>○スマートワーケーション受入環境整備助成事業費 55,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 県財政運営の健全化に向けた取組について</p> <p>先般公表された2020年度普通会計決算見込みを見ると、財政の健全性を示す五つの財政指標は、いずれも「健全段階」となった。そのうち実質公債費比率は9.7%と0.1ポイント改善するも、将来負担比率は109.1%と5.7ポイント悪化している。</p> <p>一方、歳入歳出ともに過去最大の規模となり、歳入は前年度比30.2%増の9,887億9,000万円となったが、県税収入については0.9%減の2,425億5,100万円と3年連続して減少している。地方消費税が税率の引き上げに伴い増加したものの、新型コロナウイルスの感染拡大による企業業績の低迷を受けて法人二税の減収が大きく影響している。</p> <p>歳出については、医療機関協力金や事業者への感染拡大防止協力金の支給等補助費が大きく増加するなど、新型コロナウイルス対策関連経費が1,724億1,900万円となり、歳出の大幅な増加要因となったほか、一昨年の令和元年東日本台風の被害対策等で普通建設事業費も5年連続で増加した。</p> <p>県債残高は、後年度に国が地方交付税で補てんすることとしている臨時財政対策債を除いて6,087億9,400万円となり、323億6,800万円増加している。</p> <p>単年度収支は74億8,000万円の黒字となったものの、経常収支比率は前年度比0.1ポイント減の95.1%であり、依然として財政の硬直化を示す割合は高水準で推移している。</p> <p>歳入の根幹をなす県税収入は昨年度の当初予算において、一昨年度の当初予算より40億円減額して計上したものの、年度途中に100億円の減額補正を余儀なくされた。未だ新型コロナの感染抑止・収束が見通せない中、今後の県政運営にあたり義務的経費や災害対策事業を除いて、今年度予定する事業に関し「国庫補助の有無」「海外関連事業やイベント等コロナ禍における実施の有無」「コロナ禍での事業効果」「対象事業者や関係者の意向」といった視点をもとに、事業延期・見直しや組替えを行い、コロナ対策など必要な事業に対し予算を集中措置されたい。</p> <p>併せて、年度折り返しの時期にあたり昨年同様、見込み計上した県税収入の見通しに関し検証・精査を行う一方、CF（クラウド・ファンディング）型</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、ワクチン接種の促進や医療提供体制の強化、社会経済活動の維持・活性化等に向けた事業に効果的に取り組んでいく必要があるため、その財源については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国の財政支援等を最大限活用するとともに、既定予算についても感染状況等を踏まえ、事業の縮小やICTの活用による経費の節減など、適時事業の見直しを行っていく。</p> <p>また、感染症の影響等により、県税収入の確保は不透明な状況であることから、その動向を注視するとともに、ふるさと納税の促進やネーミングライツによる広告収入等の自主財源の確保にも努めていく。</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
を含むふるさと納税の推進、ネーミングライツの活用などにより新たな財源確保に取り組むこと。	

要 望 事 項	回 答
<p>4 婦人保護事業の見直しについて</p> <p>今年度は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」第3次改定版の期間が終了し、第4次改定版作成のために、婦人保護事業全般について検証を行い効果的な支援体制を検討していると聞いている。第3次での課題をどのように分析し新たな支援体制にしていくのか現時点での状況を示されたい。</p> <p>その中でも、婦人保護事業において重要な役割を担う婦人相談員の専門的知識や技能の向上と婦人保護業務関係職員の専門性の一層の向上を図るために、とちぎ男女共同参画センターが実施する研修会でスキル向上や心身の健康維持を図るとされている。そこで、公的機関において、婦人相談事業に携わる婦人相談員で構成される「全国婦人相談員連絡協議会」がある。活動としては、婦人相談員の雇用体制の確立と専門性の確保のための研修の充実、女性の人権を明確にする婦人保護事業の抜本的見直しと売春防止法の改正に向けての要望、女性の支援を目的とする会員のネットワークの強化及び関係機関との連携強化等である。さらに、婦人相談員としての職務を全うできるよう、厚生労働省の担当部署と直接相談ができる団体である。都道府県単位の連絡協議会があり、地域ごとに7つのブロックに分かれている。しかし、本県内の婦人相談員においては、この協議会に加入しているのは一部の方のみであり、会費の公費負担については自治体により判断が分かっていると聞いている。1988年（昭和63年）には本県にて第16回総会と全国研修会も開催されている。加入は任意ではあるが会員のネットワークの強化及び関係機関との連携強化により、特にDV支援に必要な広域的連携がしやすくなり、婦人相談員のさらなるスキル向上になっていくものと思われる。</p> <p>そこで、婦人相談員の「全国婦人相談員連絡協議会」への積極的加入を図り、広域支援や事例の共有によりさらなる支援体制の向上を図られたい。</p>	<p>複雑・多様化するDV被害に対応していくため、「DVの加害者、被害者、傍観者にならない」ための取組の強化、一人一人に寄り添った保護の充実、こころの回復支援の強化、児童虐待対応機関など関係機関との連携強化が必要となっている。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次改定版）については、これらの視点に立ち、DV法改正の動向等も踏まえながら、策定委員会等で意見を聴き、更なる婦人保護の充実につながるよう策定を進めていく。</p> <p>また、「全国婦人相談員連絡協議会」に係る全国研修会は、会員以外の婦人相談員も参加することが可能となっている。県の婦人相談員については毎年度参加しており、各自治体の婦人相談員にもスキル向上及びネットワーク形成の場として、より一層の参加の呼びかけを行っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>5 新型コロナウイルス感染急拡大を受けての災害時の避難対策の強化について</p> <p>今夏は、停滞前線による全国的な長雨による豪雨災害が頻発し、特に新型コロナウイルス感染症の急拡大における自宅療養者や濃厚接触者が急増する中、県内の市町においては、災害時の避難所の確保対策に頭を悩ませる事態が続いている。</p> <p>本県においても、近年の台風等の豪雨災害を踏まえると、まさに喫緊の課題であり、避難所確保に向けた全県の対応の強化が急務である。</p> <p>本来、避難所の確保は市町が行うものであるが、新型コロナウイルス感染に伴う自宅療養者等の把握は県が行っており、その情報は市町には開示されていない。従って、仮に豪雨災害の際に一般住民と自宅療養者等の避難所を区別して確保する際、どこにどの程度の避難所の確保をするべきかが不明であるため、市町における避難所確保が困難である。</p> <p>従って、県では、各市町と連携し、例えば災害時における市町の避難所開設時における情報共有システムを構築し、エリア毎に自宅療養者等が存在するか等の情報を予め県が各市町に提供する等、新型コロナウイルス感染者と非感染者を区別した避難所の効率的な確保に向けた対策を早急に講じること。</p> <p>併せて、自宅療養者等の状態によっては、自力での避難が困難な方も多く存在すると思われる。自宅から避難所までの避難の方法、例えば送迎の方法等も含めて関係部局、さらには県と市町において協議し、そのために必要な予算措置や市町への支援制度の拡充等を急ぐこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の避難先については、原則として、県の移送により宿泊療養施設に避難することとしている。</p> <p>一方、自宅療養者等が、一般の避難所にやむを得ず避難する可能性もあるため、別室での隔離や動線の分離等の感染対策について市町に依頼しており、そのために必要となる自宅療養者等の個人情報については、各市町への提供について協議している。</p> <p>引き続き、災害時に県民が安心して避難できるよう、市町と連携して自宅療養者等の避難対策に万全を期していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>6 災害対策について</p> <p>7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流被害を受け、本県では、現在施工中の林地開発許可地や県土砂条例に基づく特定事業場及び山地災害危険地区のうち「地形が急峻な場所」や「民家周辺」など、51カ所で緊急点検を行い、土砂等が下流へ流出する恐れがある箇所は確認されなかったと聞いている。本県としても熱海と同じような災害が起こらぬよう今までに林地開発許可をした場所等の点検を行い未然防止に努めるとともに、大規模盛土造成地が県内に396カ所あることから、市町とも連携し点検を行うこと。</p> <p>さらに、自治体の条例による規制では限界があることから、国に対して法制化とともに、危険な盛り土を撤去するための財政措置を強く要望すること。</p> <p>また、出水期となり、今後も台風やゲリラ豪雨等の災害発生が危惧されることから、令和元年東日本台風等の災害復旧箇所については、パトロールの強化に努めるなど、引き続き現地の状況を十分確認し、対策に万全を期すこと。</p> <p>一方、市街地においては、昔より建物やアスファルト舗装が増えたことにより、地面にしみ込む雨水の量が減り、一気に道路や河川へ流れ込むようになった。特に短時間に大量の雨が降ると、地盤の低い地域では浸水被害が発生したり、一部では河川が氾濫したりしている。このような被害を防ぐためには、河川や雨水管の整備だけでなく雨水が一気に河川へ流れ込まないように地域全体で雨水を貯め、流出を抑えていく必要があり、そのためには、個人でも雨水貯留施設や雨水浸透施設の整備が必要であると考え。県内では、個人の雨水貯留施設や雨水浸透施設等整備費の一部補助を行っている自治体もあることから、県として市町の支援制度の支援など対策を行い、県内すべての自治体での事業の推進を図ること。</p>	<p>熱海市の土石流災害を受け、現在、国の基準に基づき、下流域の人家等に影響を及ぼす可能性のある盛土等について、市町とともに抽出作業を行っている。</p> <p>今後、これらの抽出箇所について、国や市町と連携を図りながら、関係法令の手続き状況の確認等を実施し、危険性を有する盛土を確認した場合には、早急に是正措置を講じるなど、安全性の確保に向けて取り組んでいく。</p> <p>また、宅地の造成を目的とする大規模盛土造成地については、市町において定期的な点検を行っており、今後とも市町と連携して必要な対策に取り組んでいく。</p> <p>さらに、土砂等の適正管理のための法整備については、全国知事会等を通じて国に法制化に向けた要望をしており、今後も様々な機会を捉えて働きかけていく。</p> <p>令和元年東日本台風で被災した箇所の災害復旧工事箇所については、出水時にパトロールを行うなど監視体制の強化に努めている。</p> <p>また、市街地における河川への流出抑制が進むよう、栃木県減災対策協議会の場を活用しながら雨水貯留浸透施設の設置を含めた対策について、市町と連携し取り組んでいく。</p> <p>○緊急防災・減災対策事業費 600,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>7 本県の気候変動を踏まえたカーボンニュートラル対策について</p> <p>本県の2050年カーボンニュートラルに向けた取組は、現在、民間団体等の参画もいただく中、カーボンニュートラル実現会議を開催し、さまざまな角度から意見集約を行っていることと承知している。現在、本県の2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップを作成中であり、県議会グリーン社会実現特別委員会に対し、骨子案の提示が行われたところである。今後、第6次エネルギー基本計画や改正地球温暖化対策計画の概要案等を踏まえ、9月には県ロードマップの具体的な数値目標、取組（施策）等について提示することである。</p> <p>一方、県では今年度再生可能エネルギーポテンシャル調査を実施し、本県の再エネの更なる可能性を見極めることとしているが、9月の県ロードマップの提示には間に合わないとしている。そこで、県ロードマップの最終とりまとめに際しては、ポテンシャル調査結果を確実に反映すること。</p> <p>また、カーボンニュートラルを進めるにあたり、目標達成に向けた進捗状況の「見える化」を実施することは重要である。そのため、官民協働で、情報公開の方法やタイミング等を早急に決定し、県民に対しても、県版カーボンニュートラルの目標達成に向けた実施状況が分かりやすく情報公開されるよう、必要な対策を講じること。</p> <p>更に、カーボンニュートラル実現会議では、参画する民間企業や団体等からさまざまな提言が予想される。是非とも、ロードマップ目標達成に向けたあらゆる施策の導入等、民間企業・団体等からの提言を積極的に反映されたい。県版カーボンニュートラルの実現には、施策推進に必要な県の支援制度を創設する等、インセンティブの検討も必要である。他県のカーボンニュートラル推進に向けた計画や支援制度等を調査研究しながら、本県のカーボンニュートラルの実現に必要な支援制度の検討や予算化を進めること。</p>	<p>経済と環境の好循環により、持続可能で力強い本県の経済社会を構築していくため、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、現在、ロードマップの策定を進めている。</p> <p>今般とりまとめたロードマップの素案では、2030年における温室効果ガス排出量について、国を上回る2013年比50%削減を目指して、産業、交通、業務、家庭などの各分野において具体的な目標を設定し、エネルギーの転換や電動車の普及拡大などの排出削減対策とともに、豊かな森林資源の循環利用による吸収源対策等を掲げたところである。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入については、県庁率先や先行地域の創出とともに、各分野を牽引する重点プロジェクトに位置付けたところであり、賦存量調査の結果を踏まえ、太陽光、水力、森林等の多様な地域資源を積極的に活用し、最大限の拡大を図っていく。</p> <p>引き続き、国の施策動向や県議会をはじめ県内各界の意見等を十分に踏まえ、今年度内にロードマップを策定し、県民や事業者などあらゆる主体と連携してオール栃木体制でカーボンニュートラルの実現に取り組んでいく。</p> <p>○脱炭素化技術育成支援事業費 10,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>8 新型コロナウイルス感染後の対策の強化について</p> <p>本県の新型コロナウイルス感染状況は、急拡大となり、県は、国に対し緊急事態宣言措置区域への指定を申請し、政府は8月20日から9月12日まで緊急事態宣言措置区域に指定した。このことを受けて、本県内の更なる対策の強化が図られている。</p> <p>本県の医療提供体制への負荷や検査体制、感染状況に係る各種指標は軒並み国ステージ4に該当する等、極めて深刻な事態となっており、医療現場における入院率や病床使用率においては、8月16日に61.4%を記録する等急性期医療等にも甚大な影響を及ぼす事態となっており、特に重症者数の推移も第3波の最高21名に匹敵する人数になるなど予断を許さない。</p> <p>去る8月12日には、本年度第7号補正予算が成立し、特に自宅療養者に対する往診や健康観察等の強化が図られたが、東京都においては、自宅療養中の家族感染が発生しており、死亡者も出ている。従って、本県における自宅療養者の急激な増大を踏まえ、早急に健康観察等のマンパワーの強化及び夜間コールセンターとの連携構築、宿泊療養施設の稼働室数及びマンパワーの確保、更には、サチュレーションモニター（酸素モニター）の必要数の確保を急ぐこと。</p> <p>また、自宅療養者に対する往診対応にあたっては、医師確保並びに訪問看護ステーション等との連携が必要であるため、県内全保健所管内における体制整備を急ぐこと。</p> <p>過日、宇都宮保健所管内のコロナ対応にあたる医師からの意見聴取を行った。特にコロナ患者の入院医療施設間の情報共有が重要であることがわかった。県では、現在情報共有に対する現場担当者間のネットワークの構築を進めていると聞けるが、早急に構築すると共に、現場担当者の意見を反映した予算措置やマンパワーの確保に努めること。今春の第3波時点でのコロナ病床448床、宿泊療養施設638室の確保等の報告に対し、この間、実際の稼働に対する体制整備が整わなかったことを踏まえ、今後の感染対策の強化に向けた入院医療、宿泊療養の体制整備に向けた検証をすること。</p> <p>さらに、県民に対する情報発信であるが、知事</p>	<p>自宅療養については、県保健所への看護師等の派遣や、夜間コールセンターによる健康観察体制を強化するとともに、パルスオキシメーターの貸出数を増やすほか、県医師会への委託により往診事業の体制を構築し、宇都宮市を皮切りにスタートしたところであり、今後、訪問看護ステーションとの連携を含め県内全域における事業の実施に向けて郡市医師会等と調整を図っていく。</p> <p>入院医療や宿泊療養体制の整備方針、県民への感染防止対策に関する要請内容等については、感染症患者に対応いただいている医療機関の長や公衆衛生学を専門とする医師等で構成される有識者会議の意見を踏まえて決定している。今後とも、現場や専門家の意見を反映させながら、入院医療や宿泊療養体制の充実を図っていく。</p> <p>県民に対する情報発信については、感染防止に向けて、県民の行動変容につながるよう、LINEやYouTube等も活用しながら、若者も含め広く呼びかけを行っていく。</p> <p>○軽症者等療養体制確保事業費 2,172,513</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策医療機関協力金 4,300,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>等からの県民に対するコロナ感染防止に向けての注意喚起等、県民一丸となったコロナ対策の強化とするための積極的な広報媒体を利用した情報発信に努めること。コロナ感染防御の関係では、自治医科大学附属病院、獨協医科大学病院、国際医療福祉大学病院において、感染防御や感染予防の視点として「公衆衛生学」に精通した医師等が存在する。是非とも、県として協力を仰ぎ、これまでのコロナ対策及び感染データの分析・検証をしたうえで、行動経済学により県民の行動変容に繋がる政策（例えば、県民手洗い運動等）をオール栃木で展開し、新型コロナウイルス感染防御、感染予防に向けて、県民に広く発信すること。</p>	

要 望 事 項	回 答
<p>9 子育て支援の充実について</p> <p>予期しない妊娠の相談窓口となる「にんしんSOS」の設置について、我が会派の要望からすでに1年が経過している。その間、小山市でだれにも相談できないまま、女子高校生が出産後乳幼児を遺棄する事件が発生している。県助産師会への委託を検討していると聞いているが、未だに窓口設置に至っていない。また、妊娠や避妊に対する不安や悩みを誰にも打ち明けられないなど若年女性の現状から、医療的な観点と福祉的な支援が必要とされる。自立支援のために「にんしんSOS」窓口については、専門のコーディネーターの配置や、若年層に浸透しているLINE相談と、先行して活動しているNPOとの相互連携を図り早期設置を図りたい。</p> <p>また、「母子生活支援施設」は母子が一緒に生活しながら自立の道を確認していくには欠かせない子育て支援の施設である。DV被害者の利用が多くなっている現在、加害者から守るため安全重視の観点から遠方への着地が必要となり、本県在住者は他県の母子生活支援施設へ、他県の在住者は本県の母子生活支援施設へ入所が多く、広域的な相互関係での支援がされてきた。</p> <p>しかし、本県の足利市の「さわらごハイム足利」は今年度末をもって施設利用の廃止を決定し、「烏山母子寮」も老朽化が著しく継続が厳しい状況となっている。そのため、利用世帯の減少、さらに支弁費の加算により措置費増額が顕著となり、利用者の居住していた自治体が措置費増額のため財政が厳しくなり、利用の制約が増している。このような状況から、母子生活支援施設の存在が薄くなり、寄り添った支援が届かず自立への道が遠くなっていく。施設を運営している足利市や那須烏山市の問題だけではなく、県は子育て支援として「母子生活支援施設」のあり方を主導する立場にあると考える。そこで、支援を後退させずに施設の役割を果たしていくために、運営方法や財政的支援を積極的に図りたい。</p>	<p>予期しない妊娠等に関する相談窓口については、現在、開設に向けて、県助産師会等の関係団体や関係機関と具体的な協議を進めており、できるだけ早期に相談支援体制を整備していく。</p> <p>また、母子生活支援施設については、老朽化等の課題を抱えており、さらにDV被害者の利用が多く、利用者の安全重視の観点から広域的な支援がなされている現状も踏まえつつ、入所者の多様なニーズに対応し、母子世帯に寄り添った支援ができるよう、経営主体の意見も伺いながら、福祉事務所、婦人相談所等関係機関とも連携し、適切な運営や施設整備等について指導・助言を行っていく。</p> <p>○妊娠SOSとちぎ相談支援事業費 3,867</p>

要 望 事 項	回 答
<p>10 ヤングケアラー対策について</p> <p>国においては、「令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、民間シンクタンクによる、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」を公表している。報告書では、ヤングケアラーに該当する中高生の自由意見が掲載され、「金銭的な支援がほしい」「学校に通えるようにしてほしい。また、気軽に利用出来るホームヘルプサービスの充実を図ってほしい」「ヤングケアラーに該当する生徒が気軽に相談出来る窓口がほしい」等の切実な要望が寄せられている。しかしながら、要保護児童対策地域協議会を設置している市区町村において、何らかの「ヤングケアラー」に関する取組みを行っているのは17.7%、「特にしていない」が82.0%となっており、前年度調査と比べて「特にしていない」割合がほとんど変わらず、「ヤングケアラー」に関する取組みが進んでいないことがうかがえる。したがって、県においてヤングケアラーに関する独自調査の実施、市町との協議の場の設置を行い、ヤングケアラーに関する対策を強化すること。</p> <p>11 介護人材確保支援について</p> <p>厚生労働省は、2040年度には全国で介護職員が約280万人必要となり、2019年度と比べて69万人不足するとの推計を出している。大阪健康福祉短大福祉実践研究センター長の川口啓子氏は、介護職に対する無意識の差別に警鐘を鳴らしており、高齢化社会の到来による、介護職確保に向けて国民の意識改革を求めている。また、コロナ禍の中、介護職の負担が増加しており、日本介護福祉士会会長の及川ゆりこ氏は、キャリアパスに沿った研修等、組織を取り回せる人材育成研修の充実により、離職防止を提言している。</p> <p>本県の介護職の実情も対岸の火事ではない。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、県内の介護事業所等では、介護人材確保に関連し、事業所の存続の危機が伺われる事例が発生している。新型コロナ感染状況は依然終息にはほど遠いこともあるため、介護事業所等が休止・廃業に追い込まれることのないよう、介護事業所に対するアンケートの実施を行い、介護事業所の切実な声の把握を通じて適切な支援を講じられたい。</p>	<p>ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響がある等の課題があるため、早期発見・把握や、社会的認知度の向上及び適切な支援につなげるための取組が求められている。</p> <p>こうした中、県では、ヤングケアラーを含め個人や世帯が抱える様々な課題を適切に受け止め、関係機関が連携・協働した包括的な支援を行う体制づくりに取り組んでおり、市町の相談員や民生委員・児童委員、福祉関係者に対し、ヤングケアラーへの理解促進に努めていく。</p> <p>今後は、国の動向等を注視しつつ、市町や関係機関の意見等も参考としながら、現状の把握や効果的な支援のあり方について検討していく。</p> <p>介護人材の確保については、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」を3つの柱として総合的に取り組んでいる。</p> <p>このうち「参入促進」については、小中高生を対象とした出前講座や、小中学生やその保護者等を対象とした1日体験講座、介護職に興味・関心のある者を対象とした職場体験等、幅広い年齢層に向け、介護職に対する理解促進の取組を行っている。</p> <p>また「資質の向上」については、就労年数や職域階層に応じた各種研修の実施を通じて、適切なキャリアパスやスキルアップ構築を図っている。</p> <p>今後とも、介護人材確保対策連絡調整会議等を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響も含め現場の意見等を伺いながら、関係団体と連携を図り、介護人材の確保に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>12 医療的ケア児支援法の成立に伴う対応について</p> <p>たんの吸引や人口呼吸器の管理等を要する医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が6月に成立した。教育や保育の現場で医療的ケアが必要な子どもに看護師等を配置し、保護者の付き添いの負担軽減を図ること等が目的とされている。平成28年度の改正児童福祉法では努力義務とされていた国・自治体による医療的ケア児への支援が「責務」とされたほか、教育委員会等、学校設置者には、看護師等の配置等の「必要な措置を講ずる」ことを求めている。</p> <p>厚労省の調査によると、令和元年の医療的ケア児の数は2万人に達しており、本県においても、今後着実に増加することが予想される。今回の支援法成立を受け、県並びに市町における支援の在り方、看護師等の配置等学校現場における人材確保等、喫緊の課題への対応は急務である。そこで、次年度に向けて本県の支援内容、予算措置等について、市町との連携を含め早急に検討されたい。</p>	<p>医療的ケア児に適切な支援を行うためには、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連携が重要であることから、県では、平成28(2016)年に栃木県自立支援協議会に設置した医療的ケア児支援検討部会での議論を踏まえ、障害福祉サービス事業所が行う設備整備等に対し助成を行い、家族のレスパイト体制の充実を図るとともに、医療的ケア児を支援する人材育成等にも取り組んできた。</p> <p>また、県教育委員会では、安全な学習環境の整備を図るため、対象幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、必要なケアを実施している。</p> <p>引き続き、人材育成等に取り組むとともに医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、市町や関係機関との連携を図りながら、医療的ケア児とその家族が地域において安心して暮らしていくための支援のあり方について検討していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>13 移植医療の体制整備について</p> <p>現在、臓器移植を唯一の救いとする多くの患者の方達が、臓器移植ネットワークに登録し、いつ来るともしれない順番を、重篤な病と闘いながら、大きな不安を抱えて待ち続けている。例えば、心臓の移植を待つ患者は、令和3年3月現在、全国で918名いるが、移植手術の実施件数は、令和元年度で79件、令和2年度には48件にとどまるといった状況であり、5年待っても順番が回ってこない方は150名以上にのぼり、待機中に死亡してしまうケースもあるという大変厳しい状況にある。</p> <p>日本における移植医療については、平成22年7月に改正臓器移植法が全面施行され、少しずつではあるが、国内における臓器移植の実施件数は増えてきている。しかしながら、海外と比べると、未だ大きく遅れているのが実情であり、人口100万人あたり、アメリカ36.88人、イギリス24.88人、韓国8.68人のところ、日本は0.99人と、数の少なさが際立っている。県内の状況を見るに、脳死下における臓器提供件数は、平成29年度は1件、平成30年度で0件、令和元年度には3件と、厳しい数字が続いている状況にある。</p> <p>この点、県内において臓器移植法に関するガイドライン上の臓器提供施設としての体制が整っている施設は6カ所しかない。</p> <p>一方で、ガイドラインによれば、移植を目的とする患者の搬送は認められていないため、臓器提供の意思表示をしても、たまたま最初に運び込まれた病院が先に挙げた6施設以外の施設であれば、そもそも臓器提供の選択肢すらなくなってしまうことから、施設の拡充は喫緊の課題であるといえる。さらに、病院において移植医療の普及・啓発に当たる院内移植コーディネーターについても、県内19医療機関に配置されている38名すべてが看護師や職員が兼任しており、医療機関の負担が大きくなっていると聞いており、専任のコーディネーターを増やす必要があると思われる。こうした医療体制の構築については、各医療機関のみに任せるのでは負担も大きく、県による適切な支援が不可欠であると考えます。</p> <p>そこで、県においては、コーディネーターの確保や移植医療体制の整備について、医療機関へ目</p>	<p>平成22(2010)年の改正臓器移植法施行後、脳死下での臓器提供件数は徐々に増加しており、本県では15件の臓器提供が行われている。</p> <p>臓器移植は、一人一人の意思が尊重され、適正に実施されることが重要であるため、県では、臓器移植普及推進月間を中心に啓発イベントを開催しているほか、地元プロスポーツチームと連携しPR活動を実施するなど、臓器移植への理解促進や臓器提供意思表示カードの普及に努めている。</p> <p>また、栃木県臓器移植推進協会の県臓器移植コーディネーターが、院内移植コーディネーターに対し研修を実施し資質の向上を図るとともに、各種活動の支援や助言を行うことにより、院内移植コーディネーターを通じて適正な臓器移植に向けた移植希望者等への説明及び病院内の理解促進に努めている。</p> <p>今後とも、国や栃木県臓器移植推進協会等と連携し、県民への理解促進及び適正な臓器移植に向けた環境づくりを進めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>に見える形での具体的な支援を検討されたい。</p> <p>14 県内消費の喚起対策について</p> <p>内閣府は今年7月、我が国経済の基調判断に関する月例経済報告において、公共投資は高水準で底堅く推移し、住宅建設でも底堅い動きとなっており、設備投資や生産は持ち直している一方、個人消費はこのところサービス支出を中心に弱い動きとなっていると指摘している。全体的に景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているとした。</p> <p>県内においては公共投資が前年同月を上回っているが、設備投資に弱い動きがみられるものの住宅投資は低迷状態にあり、生産や消費では持ち直しの動きが見られるとし、本県経済も新型コロナウイルスの影響で厳しい状況にあると、4月に続き2期連続で総括判断を据え置いた。また、宇都宮商工会議所が今年6月、飲食・小売り・サービス・宿泊業などの300事業所に対し行った調査によると、全業種で「やや悪化」が35%、「悪化」は45%に及んだ。特に飲食業では「やや悪化」が28%、「悪化」は62%に上り、最も厳しい状況にあり、今後の感染状況を見極めながら県内消費の喚起対策が求められている。</p> <p>県は昨年、感染症拡大で冷え込んだ県内の飲食や小売り・サービス業を支援するため、8月から額面5千円にプレミアム率2割を上乗せした「とちぎ応援プレミアムチケット」を100万冊発行・完売した。</p> <p>本年度もすでに真岡市や小山市でプレミアム付き商品券発行が実施されるとともに、宇都宮商工会議所においては同市内のホテル・旅館を支援するため、会員事業所限定で「ホテル・旅館施設利用プレミアム付チケット」を発売する。</p> <p>そこで、感染状況を見極めながら今年度後半に向けた県民の消費行動を喚起すべく、昨年度に続き「とちぎ応援プレミアムチケット」発行事業に取り組むこと。</p>	<p>県内の観光・消費行動の喚起に向けては、感染収束後速やかに、第2弾県民一家族一旅行推進事業を開始し、県民による県内の宿泊旅行及び日帰り旅行に対し割引支援を行うとともに、旅行中の飲食や土産物等の購入に利用できる地域限定クーポンの付与を行うこととしている。</p> <p>また、同様に、国のGo To Eat事業等の活用により、飲食店の利用を促進することで、消費マインドの向上を図っていく。</p> <p>引き続き、県内の消費活動の喚起に向けた取組について検討していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>15 コロナ禍における観光関連産業への支援について</p> <p>昨年から続くコロナ禍、とりわけ観光立県を標榜してきた本県の観光関連産業においては、今回の3度目となる緊急事態措置適用により、またしても計り知れない大きなダメージを受けることになる。これまで国の対応では、観光関連産業に対しても、何ら実効性ある対策が講じられていない現状からは、今こそ県が、速やかに独自の対策を実行することが求められていると考える。</p> <p>まず、観光関連産業は宿泊・旅行・添乗員・運輸・土産物店など、その業種・業態は実に多種多様で裾野が広いことから、地域活性化のための主要産業であり、雇用誘発効果や経済波及効果も広範囲に及んでいるが、財務等の経営基盤は比較的脆弱な事業者が多いことから、国には、観光関連産業版の持続化給付金制度を新たに創設するなど、中長期的視点も含め必要な支援制度の創設と財政措置が講じられるよう、固定資産税の軽減なども併せて改めて強く働き掛けるとともに、県としても、それを補完する独自支援の枠組みづくりに速やかに取り組むこと。</p> <p>また、感染状況を十分に見極めながらとはなるが、収束時または小康状態において、近隣県とのブロック的な連携による、対象範囲を限定した地域版「トラベルキャンペーン」など、その時々の感染状況に応じた地域独自の旅行推進事業を企画・実行することで、需要回復・喚起の実効性と経済波及効果の向上を図るための準備と対策を講じること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい経営状況にある観光産業に対しては、インバウンド需要の回復も見据え、中長期的な資金支援が必要であることから、全国知事会を通じて国に対し、持続化給付金等の再度の支給や月次支援金の支給額の上限引上げなどを要望しているほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額及び柔軟な基金造成が可能となる制度とすることや、固定資産税の軽減措置を継続することなどの要望を行っているところである。</p> <p>また、県の独自支援としては、売上が減少した事業者への感染症対策融資や利子補給、事業継続支援金の支給等を行っているほか、宿泊事業者が感染症対策として行う施設改装等に対し助成を行っている。</p> <p>さらに、感染収束後速やかに、第2弾県民一家族一旅行を開始できるよう準備を進めているほか、更なる誘客に向け、三密を回避した商品造成や近隣県と連携した広域周遊ルートの形成を促進していく。</p> <p>○スマートワーケーション受入環境整備助成事業費 (再掲) 55,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>16 コロナ禍における事業者・労働者への支援について</p> <p>去る20日より、本県では3度目となる緊急事態措置の適用が始まった。昨年来続くコロナ禍により、県内の事業者や労働者は疲弊し、経済的に大きなダメージを受けていることは論を待たない。</p> <p>こうした中、県は、すでに今月2日からを対象期間とした、飲食店に対する営業時間短縮協力金【第4弾】を準備したことは、私たちとしても評価をしたい。この協力金は、その後、まん延防止等重点措置から、さらに緊急事態措置への変遷する中で、対象地域と対象期間がそれぞれ変更となっている。</p> <p>しかし、この時短協力金は、相変わらず飲食店のみを対象とするものであって、これに関連する業種の事業者は対象とならない。これら関連事業者には、国の一時支援金・月次支援金や本県では栃木県地域企業応援一時金などで支援は行われているが、これまでのコロナ禍の影響の大きさからすれば決して十分なものとは言えない。</p> <p>したがって、県は、特に、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続を下支えするため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給及び月次支援金の支給額の上限引上げと併せ、資金繰り支援のさらなる拡充やサプライチェーン再構築支援など、実効性のある対策の実施をすでに国に要望し続けているが、一刻も早く実現するよう、あらゆる機会を捉えさらに国に働き掛けること。</p> <p>また、労働者の雇用の維持・確保の観点から、雇用調整助成金の特例措置について経済情勢を踏まえた延長等の柔軟な対応、さらにマッチング機能強化や産業雇用安定助成金等の制度の周知広報・相談体制の充実、加えて、採用人数確保を経済団体・企業に求めるとともに、学生と企業のマッチングに取り組む自治体に対して、十分な財政措置が講じられるよう、これらの一刻も早い実現に向けても、あらゆる機会を捉え引き続き国に働き掛けること。</p>	<p>緊急事態措置等により、観光業や飲食業のみならず、幅広い中小企業者が厳しい経営状況にあることから、国に対しては、資金繰り支援の充実・強化、外出自粛等の影響により売上が減少した事業者への月次支援金の拡充、さらには、サプライチェーン再構築に向けた取組に対する支援の継続等について、要望を行っているところである。</p> <p>また、雇用の維持・確保に向けては、感染症の収束の見通しが立たず、雇用環境への影響は更に長期化すると思われることから、雇用調整助成金の特例措置の延長をはじめ、人材に余剰が生じた企業から他企業への出向を促すためのマッチング機能の強化、産業雇用安定助成金の周知、相談体制の充実を図るよう要望している。さらに学生と企業とのマッチングの機会を創出する地方公共団体の取組に対する十分な財政措置を講じることなどについて、これまででも要望してきたところであり、今後とも、様々な機会を捉え、国へ働きかけていく。</p> <p>○地域企業感染症対策新事業展開支援事業費 200,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>17 種苗法改正による県の対応について</p> <p>国内で開発された品種の海外流出を防止し、育成者権者の知的財産を守るため、2020年12月に種苗法が改正された。2021年4月から一部施行され、来年の4月からは、登録品種に限り農家が収穫物から種子を採って次期作に使う自家増殖について育成者権者が制限することが可能となる。</p> <p>本県においては、県育成の「とちぎの星」や「スカイベリー」などの品種について、農家所得の安定を図るため、農家が行う自家増殖に対して新たに負担を求めないと聞いている。</p> <p>長野県では、他県に先駆け今年4月に品種ごとの対応をホームページで確認できる取り組みを行っている。本県においても生産者が簡単に確認できるようホームページに対応を記載するとともに、今現在も登録品種以外の種子の自家増殖もできなくなる等の誤解による不安を抱えている生産者等もいることから種苗法改正に伴う正確な内容の周知徹底を図ること。</p>	<p>種苗法改正に伴い、令和4(2022)年4月1日からは、育成者権者が自家増殖を制限することが可能となることから、現在、関係団体等の意見等を参考に本県の登録・出願品種における自家増殖の取扱いについて検討している。検討結果を含め、種苗法の改正内容等の更なる理解促進に努めるとともに、県ホームページ等で広く周知するほか、農業者に対して丁寧に説明を行っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>18 豚熱対策について</p> <p>今年4月に那須塩原市内において豚熱が発生し、国内最大規模となる約3万9千頭もの殺処分となり、本県畜産業界に計り知れない影響を与えた。こうした中、県においては、全養豚農場において、家畜防疫員による立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守を強く指導するとともに、ワクチン接種体制の拡充のため知事認定獣医師制度の導入を検討しているところである。</p> <p>しかるに、お隣である群馬県では、豚熱発生を受けて感染対策を拡充してきた中で3例目となる豚熱が発生し、わずかな隙間も見逃さず入り込むウイルスの脅威が知らしめられたところである。栃木県においても、野生イノシシでの豚熱感染が確認されている現状の中で、より一層の対策が求められるものといえる。</p> <p>本県事例においては、農林水産省の調査によれば、豚舎内へのウイルスの進入経路について、人や野生動物が豚舎を出入りするときや、豚舎に子豚を移動させる際に侵入した可能性が指摘されている。そこで、豚舎ごとの長靴、衣服、手袋を用意する点や、豚が豚舎を移動する際の通路やゲージの消毒など、かかる検証に基づいた飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るために、関係者に対する研修会等の実施をされたい。また、小動物や鳥などを通じて媒介するとされるウイルスの侵入を完全に防ぐことは困難であることから、抗体の空白期間をなくすために、科学的知見に基づいた子豚への適切なワクチン接種の時期や回数等、基準について再検討されたい。</p> <p>加えて、養豚農家の負担軽減を図るため、ワクチン接種に係る手数料への県による支援を検討されたい。</p> <p>さらに、発生農場に対しては、殺処分した豚の補償や、営農再開に向けた新たな豚の購入から飼育、出荷に至るまでの長期的な視点に立った十分な支援体制を整備するとともに、約3万9千頭にも及ぶ大規模な殺処分により甚大な影響を受けたとちぎ食肉センターなどに対する適切な支援を講じられたい。</p>	<p>豚熱の再発防止を図るため、養豚農家に対し、家畜防疫員の立入点検を実施しており、引き続き指導を徹底するとともに、防疫対策事例等について、研修会等を通じて周知していく。</p> <p>豚熱のワクチン接種については、全ての子豚に適切な時期に切れ目なく行えるよう、県の家畜防疫員に加え、民間獣医師を活用した接種体制を早急に構築していく。</p> <p>発生農場に対しては、経営再建に向けて、家畜疾病経営維持資金の利子補給を行うなど、市町や関係団体と連携して支援していく。</p> <p>また、豚熱発生により、集荷頭数が大幅に減少している(株)栃木県畜産公社の経営の安定を図るため、助言・指導や関係団体と協調した資金の貸付を実施するとともに、集荷強化の取組に対し緊急的に支援していく。</p> <p>○畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費 31,191</p> <p>○食肉流通安定化対策事業費 105,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>19 LRT事業について</p> <p>宇都宮市・芳賀町がすすめるLRT整備事業については、今年1月に226億円という大幅な事業費の増額と開業の1年延期が明らかになるとともに、公表よりも2年以上前に把握していたにも関わらず、昨年実施された市長選挙等を見据えた上で公表時期を遅らせていたことを示す内部文書の発覚により、県内に大きな衝撃を与えた。市民・県民をはじめ、県議会や執行部からも多くの疑問の声が上がっていたにも関わらず、その経緯について未だ詳細な説明はなく、多くの疑問を残したまま、何事もなかったかのように事業推進の事実のみが着々と積みあがっていく現状に、多くの県民が不安を覚えている。</p> <p>問題を検証したうえで再発防止のための適切な処置をしなければ、何度でも同じ過ちを繰り返す恐れがある。</p> <p>この点、宇都宮市のみならず県においても、芳賀町における委託事業の中で、事業費の増額について事前に把握していたことを先の6月通常会議における一般質問に対する答弁で認めており、なぜより早く情報の開示に至らなかったのかについて、県も宇都宮市と同様の責任を負っているといえる。そこで、県においては、かかる情報公開のあり方について、しっかりと検証をした上で、再発防止のための適切な処置を講じること。</p> <p>また、県民の理解を得るためには、そもそも県の負担が総額でどこまで及ぶのかをはっきり示す必要がある。この点、現在においては、整備補助としての83億円と信号等の整備にかかる警察費があげられているが、これ以外にどのような負担があるのか明らかにされたい。</p> <p>とりわけ、芳賀町における委託事業については不透明な部分もあり、芳賀町におけるLRT事業にかかる県の負担がどれだけあるのかについて明確にされたい。</p> <p>さらに、県と宇都宮市においては、県民・市民の理解促進のために説明会等の様々な施策を進めているものの、我が会派が今年2月に行った宇都宮市民の意向調査によれば、市民への理解が進んでいるとはとても思えない結果が出ている。現状、県民がどう評価しており、何に疑問を持っているのか把握しなければ、県民への理解を求めていくことは不可能である。この点、県においては、県</p>	<p>LRT整備に係る車道部拡幅工事等の芳賀町からの受託事業費について、県では、受託に先立ち概算事業費を算出し、これを事前に芳賀町に報告しており、また、芳賀町においても県への委託事業を含む町全体の事業費の公表後、都市計画法等に係る法手続を速やかに行ったところである。</p> <p>県では、「芳賀・宇都宮LRT整備事業費補助金交付要領」に基づき、宇都宮市及び芳賀町に対する補助総額上限83億円を支援することとしている。</p> <p>県民理解について、市町では、県民の疑問に対して丁寧な説明を行っていくとしており、県としても、その取組を支援していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>政世論調査を年に一回実施しているところ、その中には公共交通の課題についての項目もあり、その中でLRTについての県民の理解を問うことは容易であるといえる。そこで、県において、かかる県民世論調査等を利用することも含め、LRT事業についての県民意向調査を実施されたい。</p> <p>20 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の成功に向けて</p> <p>2022いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催まで約1年となったが、昨年の鹿児島国体に続き今年の三重国体も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ開催を断念し、2年連続の中止となった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、本県で来年1月に開催する冬季国体まであと150日に迫っており、感染状況を慎重に見極めながら、感染防止対策を十分に講じる必要があることから、県及び開催地の日光市に新たな負担が生じないように国に財政支援を求めること。</p> <p>また、来年10月の両大会が予定通り開催されることを前提に、これから1年間は特に、県民総参加の大会とすることができるよう、引き続き県民の認知度向上と“おもてなし”機運の醸成、さらには寄附金やボランティアの募集など、着実な成果を上げられるよう取り組みを加速されたい。</p> <p>併せて、県は、両大会のコンセプトとして「環境への配慮」を位置付け、環境配慮推進宣言を行った。宣言を踏まえ、県内企業が持つ高度な技術力の発信や環境に配慮した商品・サービスの活用により県民の行動変容を促すこと。さらには、県内市町で行われる各競技会はもちろん環境配慮に係る取り組みについても支援を強化すること。</p>	<p>両大会における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じることにより増大する経費については、国に対して財政支援を要望しており、引き続き県及び市町の負担軽減を図るよう働きかけていく。</p> <p>また、来県者をおもてなしの心で温かく迎える両大会の実現を目指し、県民総参加によるいちご一会運動の全県的な展開や、運営ボランティア研修会の実施、寄附金・協賛金の協力の呼びかけやSNSを活用した情報発信など、両大会の更なる認知度向上と機運の醸成に向け全力で取り組んでいく。</p> <p>さらに、環境に配慮した両大会であることを県内外に広くアピールするため、様々な媒体を活用し、再生素材によるユニフォーム製作の取組などを紹介する。</p> <p>また、開催時においては、市町と連携しながら、環境関連企業の技術力発信の場を設けるとともに、FCV等を活用した電力供給などの省エネ及び省資源による大会運営に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 1 教育機会確保の充実について</p> <p>昨年度初めて県教育委員会が実施した不登校児童生徒の実態調査により、本年度内にフリースクールなど民間施設などを交えた連絡協議会を設置することについては、会派の要望が実現したことから大いに期待している。不登校の児童生徒が年々増加する中で、民間フリースクールの理解と把握のため、情報交換や支援のあり方についての話し合いを行うことは学校以外の学びの機会の確保に大きく踏み出すことになる。</p> <p>そこで、事業の広がりにより、フリースクールにおける居場所としての質の向上や、教育の選択肢の増加となることから、フリースクールの出席扱いの可否はたいへん重要である。現在は各学校長判断となっている。その可否を連絡協議会において十分な協議のもと、各学校へ広く情報発信され、フリースクール選択の判断指標を示されたい。</p> <p>また令和3年度は、国の調査研究事業を活用して、適応指導教室やフリースクールに通う児童生徒のうち経済的な支援を必要とする児童生徒を対象に、交通費と活動費を月最大1万円補助する事業を新設し、6月中旬に募集を始め12月までの半年間、支援を行うこととした。しかし、不登校は様々な要因があり、経済的困窮だけではない。コミュニケーションの希薄など関係性の貧困も大きく関係している。特にフリースクールの場合は、授業料（平均33,000円/月）負担もあることから、交通費と活動費の補助は、対象児童生徒全員とするよう図られたい。</p>	<p>不登校児童生徒が社会的自立に向かうことができるよう、市町教育委員会や関係団体・施設と連携を図りながら支援する必要がある。</p> <p>このため、県教育委員会では、昨年度、学校以外の場における多様な学習活動等の支援を行う際の参考となる指導資料を作成し、出席の扱いについて目安を示したところである。</p> <p>また、不登校児童生徒を抱え、経済的に困窮した家庭への経済的支援が当該児童生徒の社会的自立に与える効果について、国の受託事業により調査研究を行っている。</p> <p>今後とも、不登校児童生徒に対する教育の機会の確保に関する施策を推進していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>22 農業高校におけるスマート農業等新技術に対する指導環境の整備について</p> <p>2018年に改訂された学習指導要領では、2022年4月から農業高校に対し、スマート農業等新技術に対応した指導などを求めている。情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）といった新技術の学習が盛り込まれている。農林水産省では、2021年度、農業教育高度化事業の支援メニューに、研修用機械や設備の導入を盛り込んでいる。本県においても、2020年度の補正予算において、農業高校の研修用機械や農業用ドローンの整備予算を措置しているが、学校現場アンケートまでは充足されていないと聞いており、更なる整備予算の確保が必要である。</p> <p>このほか、本格的なスマート農業に関する新技術学習環境の整備にあたっては、教員のスマート農業の指導に対する知識習得の研修や、企業やJA等外部人材・設備の活用、インターンシップの導入等の検討も必要である。そのため、2022年度以降の本県農業高校のスマート農業に関する新技術の充実した授業が行われるよう、必要な体制整備と予算措置を講じられたい。</p>	<p>農業高校7校については、国の補助事業を活用し、一般に普及している農業技術に対応した効率的な農業機械の導入と併せて、最新技術の習得を見据え、スマート農業に対応する研修用機械を導入した。</p> <p>また、教員が新技術を習得できるよう、最新技術に精通した民間の人材も活用しながら研修に取り組んでいく。</p> <p>引き続き、新技術に対応した実践的・体験的な学習が推進できるよう、指導環境の整備に努め、とちぎの未来を担う農業人材の育成に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>23 高校「情報」教育指導体制の充実について</p> <p>文部科学省は今年7月、2025年1月に実施する大学入学共通テストに「情報」を追加することとし、2022年度から適用される新学習指導要領の「情報Ⅰ」を範囲とする情報デザインやプログラミング、データ活用などを出題する。情報科は2003年に高校で全員が学ぶ必修となり、現在は情報モラル等を学ぶ「社会と情報」、プログラミング等を扱う「情報の科学」の2科目から選択することとなっているが、多くが前者を選択している。しかし、情報Ⅰの学習内容であるプログラミングは後者の学習内容であり、指導に不慣れである。</p> <p>文部科学省によれば昨年5月時点で情報科の教員は全国に5,072人おり、公立高1校あたり約1.4人に止まる。そのうち約2割は数学や理科の教員が例外的に指導する「免許外教科担任」や3年の期限がある「臨時免許状」を取得した教員であり、情報だけを教える教員は限られている。</p> <p>因みに本県では昨年5月時点、情報を指導する教員は「免許外」が48名、「臨時免許」は71名の計119名である。また、来年度の高校教員採用数は、情報含む20教科で60名程度となっている。情報処理学会が2017年に行った調査では、他教科との掛け持ちでない専任の情報教員は全体の約2割とされ、掛け持ちでは教材研究や指導計画を練る時間を取るの難しく、「入試問題を教えられる知識に自信がない」との現場の声も側聞する。</p> <p>引き続き専任教員の計画的な採用を行うとともに、教員不足を補うために複数校で指導する体制づくりや、ICTを活用して学校内で複数クラスに対する遠隔授業を行うほか、民間のICT人材を非常勤講師として活用するなど情報科教育の充実を図ること。</p>	<p>令和4(2022)年度から実施される高等学校学習指導要領においては、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用できる力を育む科目が設けられ、情報活用能力を備えた人材の育成を目指している。</p> <p>このうち、「情報Ⅰ」に加わった新たな内容であるプログラミングについては、指導経験が少ない教員が多いため、今年度から全ての県立学校の情報科担当教員を対象とした指導力向上研修を実施することとした。また、現在実施している教員採用試験においても情報の教諭を採用する予定であり、次年度以降も計画的な採用に努めていく。</p> <p>今後とも、情報科担当教員の採用、研修に計画的に取り組み、本県高等学校における情報科教育の充実を図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>24 複式学級における教員の加配について</p> <p>少子化が全国的に進む中、特に過疎化の進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況が生まれている。本県においても現在複式学級を有する学校が44校あり、この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する一部の自治体では、それぞれ独自に複式学級解消、もしくは複式学級での複数担任制の加配措置をとっている。</p> <p>しかし、厳しい財政事情のため、複式学級解消が困難な自治体もある。さらに、複式学級の指導については、少人数といえども学年間の差異があり、大変苦慮しているとのことである。学級担任の負担軽減のため、また、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、たとえ少人数の子どもたちであっても、複式学級解消のための教員の加配を行うこと。</p>	<p>複式学級における学級編制や教職員の配置については、義務教育標準法に基づいた県の基準により行っている。</p> <p>国の教職員の加配事項には、複式学級に特化したものはないことから、引き続き、国に対して定数の改善及び加配定数の増員等について要望していく。</p> <p>今後とも国の動向を見極めながら、教職員の適正な配置に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>25 障害者等への道路交通安全施設の整備について</p> <p>これまで県警察では、視覚障害者や高齢者等に対する交差点での安全な歩行に向け、「ピヨピヨ」及び「カッコー」と鳴る）音響式信号機を整備してきている。しかし、同信号機設置箇所周辺地域においては、地元住民への配慮から夜間は音を出さない場所を設けている。</p> <p>そうした中、国では視覚障害者や高齢者らが交差点を安全に渡れるよう、スマートフォンの音声で歩行者用信号の状況を伝える新システム「高度化PICS」の導入を進めている。Bluetoothを活用し歩行者の手持ちのスマートフォンに対して、信号の色や歩行者のいる交差点の名前を知らせたり、スマートフォンの操作により青信号時間の延長を可能とするなど信号機から情報を伝える歩行者等支援情報通信システムである。</p> <p>このたび県では今年度「県交通安全実施計画」において、障害者や高齢者等の安全に資する歩行空間等の整備の中で同システムの整備推進を盛り込んだところであり、6月の第376回通常会議においても整備に向けた関係条例を制定した。</p> <p>そこで、障害者や高齢者団体はじめ市町・交通事業者など関係者との協議のもと、高度化PICSの順次整備に向けた具体的な設置箇所の選定や整備計画の策定を図ること。また、来年度はいちご一会とちぎ大会（全国障害者スポーツ大会）を控えることから、早期の試験導入に取り組まれたい。</p>	<p>県警察では、高齢者や障害者等の安全で円滑な通行を確保するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、音響式信号機、歩車分離式信号機等の交通安全施設を整備している。</p> <p>本年6月には、スマートフォンの無線通信機能を活用した新システム（高度化PICS）の導入を見据えて、交通安全施設の基準を定める関係条例を整備した。</p> <p>今後とも、関係団体の意見や交通情勢等を踏まえながら、新システム（高度化PICS）等をはじめ、誰もが安全で円滑に通行できる交通環境の整備に努めていく。</p>